



みのる法律事務所便り
令和5年6月第398号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 (141)



相続は 解決させたい 円満に

天職として やり続けたし

令和5(2023)年6月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨



相続問題を円満に解決してやるのが、今の私の天職のような気がします。相続問題での紛争で、一方当事者の代理人となって争うのではなく、相続人同士の仲を取り持ち、調整して紛争にならないように解決してやるのが、今の私が天から与えられた神聖な仕事ではないかと思うようになってきました。

不幸にしても既に相続問題が裁判となっているような場合は、争いが深まらないように一日も早く解決してやりたいのです。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を提唱する身としては、最も身近で最も大事な人間関係にある親子、兄弟間に相続問題を巡って、血で血を洗うような紛争をさせてはならないのです。

相続問題を円満に解決してやることこそ、80歳を超えてなお地方弁護士として仕事をさせてもらっている老弁護士の天職と心得て、このことに打ち込んで懸命に努力していくつもりです。天職を極めるための精進はこれからが本番です。

遺産をば 残した人の 心知り

歩み寄るのが 人の道なり



令和5(2023)年6月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

親は子の幸せを願い、子育てのためにあくせくと働きます。親心はそれだけではなく、子が一人前になった後のことまで心配します。親が死んだ後の子の経済力や生活の心配までします。子を思う親の愛情を「親心」と言いますが、これこそ愛情の基本型です。損得なしの「人をいとおしみ、だいに思う」という愛情です。

親心で自分が死んだ後の子供達の生活を心配し、親が残してくれた遺産を巡って、相続争いをし、兄弟間で裁判までして関係断絶ということになっては、親心は仇^{あだ}となってしまいます。

相続問題は、法律の条文や判例などを武器として闘う裁判などで争って解決すべきではありません。遺産問題は、遺産を残してくれた親の心に感謝し、親の気持ちに添^そうように、遺産を残してもらった立場の者は互いに歩み寄りの心で解決しなければならないものなのです。

遺産を残してもらった人(相続人)は、遺産を残した人(被相続人)の気持ち大事にしなければならないのです。それが親心に^{こた}える人としての道なのです。

法的に^{はす}考えても、もともと親の財産は親のものであり、親が自由にできる筈^{はず}のものです。国の法律や国の機関である裁判所などが出る幕などないのです。遺産を残してもらった相続人はそんなものを頼ってはならないのです。相続問題は残した人の愛情に対し、残された人もその愛情で^{こた}えるべきものなのです。遺産問題は心で決めるべきなのです。法律用語ではそれを「私的自治の原則」と呼んでいます。



相続問題を、円満に解決してやるのが、今の私の天職です。



相続は、死んだ人の財産・権利・義務などを、夫婦、親子、兄弟等の身近な親族などが引き継ぐことです。これによって残された人は、これまで以上に結束して、一つになってまとまらなければならない筈はずなのです。そうなってもらうことが遺産を残して死んだ人の願いです。

相続問題の解決は、遺産を残してもらった人は遺産を残してくれた人に感謝して、残された人達が遺産を残してくれた人が望むように遺産相続をきっかけにして、より仲良くならなければならないのです。

しかし現実には、遺産の分け方を巡めぐって、残された親族が一つにまとまるどころか、逆に、この世で最も身近で大切な存在である筈の親子、兄弟等の親族間に骨肉相食む争いいが生まれ、裁判沙汰となり、長い間血で血を洗う紛争いが続いたりすることがあります。

裁判が終わっても関係は修復しゅうふくしないで親子関係、兄弟関係などが断絶状態となり、冠婚葬祭かんこんそうさいに呼び合うこともなくなります。時には互いに世の中で最も憎むべき相手となってしまうことさえ少なくないのです。子供の頃は仲の良い兄弟だったことが嘘うそのように思えるような悲劇ひだねが生まれることもよく見受けられます。

これでは残された者のためと思って、財産を残した人の願いとは全く反対の結果となってしまいます。これでは財産を残して死んだ人は浮かばれません。可哀相かわいそうです。哀れあわです。

生きている間は一生懸命に働き、自分の大切な人のためにと残した財産を巡めぐって、その大切な人達が血で血を洗う紛争いをしては、残した遺産が紛争いの火種ひだねとなってしまうのです。こうなるとは、残された人のためと、遺産を残して死んだ人の情なさけが仇あだとなってしまうのです。遺産を残して死んだ人があまりにも気の毒です。

60代の10年間で10回以上の手術を受け、何度も余命宣告を受けるような大病を経験し、辿たどり着いた『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を世に広めている身としては、親子、

兄弟のような身近で大切な人同士が、相続で紛争になることのないように相続問題を円満解決してやることは、今の自分にとっては、天から与えられた神聖な仕事ではないかという思いが、強く湧くようになってきました。

そういう思いが日増しに強くなっています。相続問題を円満に解決してやることが今の私の天職だと確信するようになりました。

80歳のバースデーを記念して『人間は、どう生きるべきか』という哲学の本を3冊と、『地方弁護士役割と在り方』という本を3冊発刊しました。それらを読み直し、これからやるべき私の仕事は、相続問題を巡る紛争を未然に防止してやること、万が一紛争となってしまったら、その紛争を少しでも早く円満に解決してやることだと気が付きました。

地方の老弁護士としての、私のこれからの仕事は、遺産を残して死んだ人に代わって、遺産を残された人達が結束して、一つにまとまるようにしてやることではないかという思いに至っています。今の私には、それができる力があると自負しています。



若い頃から相続に関する民法の規定には、多くの疑問を感じていました。相続問題に関する裁判所の解決の仕方に疑問を感じていました。相続問題は民法の規定や裁判での解決では、親族関係断絶という最悪の状態になることが多いにもかかわらず、法律や裁判はそんなことは我関せずで「後は野となれ山となれ」というやり方をしていることに腹を立ててきました。

80歳の記念本の発刊を終えた現在、親族関係断絶へと導く相続問題に関する法律と裁判に対し、改めて問題を提起し、法律と裁判によらない相続問題の解決方法を提案してみなければならないという思いが強くなっています。

どんな提案ができるのかは、やってみなければ分かりませんが、やるべき方向は見えています。53年間の経験に基づいて思い付いたことを書いているうちに、これまで自分が考えてきたことが整理され、バラバラになっていたものが統一されて、きちんとまとまるのではないかという気がしています。

それを成し遂げて、毎日の仕事としては、相続問題で、この世で最も身近で、

最も大切な親子、兄弟などの親族関係が骨肉相食む紛争となり、修復不能な断絶状態とならないように、相続問題を円満に解決してやるのが、自分が天から与えられた、なさなければならぬ大事な仕事と受け止めて、やっていきたいと心に強く誓っています。



残された弁護士生活は、相続問題に特化したいのです。つまり相続問題は自分にとって、他の仕事と異なる特別の仕事という意識を持って、特別に力を入れてやってみたいのです。

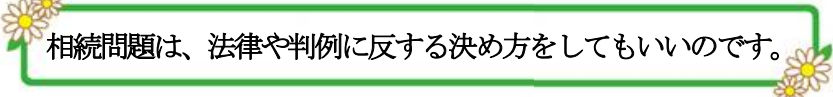
そのためには、相続問題に関しては他の弁護士や法律事務所とは異なる考え方や能力を身に付けなければなりません。これまでの自分の相続問題解決の能力を大幅にアップしなければなりません。事務局のスタッフや若い弁護士や他業種の先生方の力も結集しなければなりません。これまで相続問題は法律や裁判によらないで、関係者の心の歩み寄りで解決すべきだと考えてきましたが、この考え方をさらに進化させ、その考えを実践しなければならないのです。

これからはこれまで書いた相続の駄弁本を読み直し、相続に関する新しい法律や判例を勉強し、新しい相続に関する本を発行するつもりです。この事務所便りはそのスタートとなるものです。その書き出しを「相続問題を、円満に解決してやるのが、今の私の天職です。」と結論付けて、その方向を明確にしておきたいのです。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を実現するためには、残された者の結束を願って、遺産を残して亡くなった人の気持ちを大事にし、遺産問題を円満に解決してやらなければならないという思いに至っています。

ここまで生かしてもらっている以上、これまでの経験を生かし、相続問題を円満に解決してやるのが、私の残された人生においては天職と自覚するに至っています。そうすることで、世のため、人のために役に立ちたいという欲望の頂上を実現したいのです。

「相続問題を円満に解決してやるのが、今の私の天職です」という自覚を持って、相続問題の円満解決を目指して参るつもりです。



相続問題は、法律や判例に反する決め方をしてもいいのです。

相続問題に関する民法の規定や判例は、相続問題に関係する人が、相続問題を話し合いで解決する際には無視していいのです。相続問題を解決するために話し合いをする人は、当事者であれ、弁護士であれ、民法の条文も判例も無視して、その相続に関係する人の合意、つまり関係者一同の心の歩み寄りで決めていいのです。

相続に関する法律の規定や判例などを参考にする^{かま}ことは構わないのですが、これに拘束^{こうそく}される必要はなく法律の条文も判例も一切無視していいのです。このところを、法律の条文や判例に従わなければならないと誤解している人が多くいるように思いますので、特に強調させていただきます。

そうしてもいいと言うより、そうするのが正しい相続問題の解決方法なのです。法律の条文や判例に従わなければならないというよりも、そんなことにはこだわらずに、関係者の心の歩み寄りによって決めるべきことなのです。先ずそのことを知ってもらいたいのです。このところは、相続に関する民法の規定や判例を知る前に知っておかなければならない大原則なのです。

そもそも民事問題は私的自治^{してきじち}の原則、契約自由の原則という民事上の大原則があり、法律や裁判に関係なく自分達で決められるのです。民法の規定や判例は当事者が決められないため、裁判所が決めてやらなければならない時の裁判官に対するマニュアル(教本)に過ぎないのです。自分達で決められない時の例外的場合のことなのです。このところを相続問題に関与する人達に一番に知らせたいのです。ここを勘違^{かんちが}いする人が沢山いて、そのために相続問題を難しいものとして、争い事としてしまうのです。

相続問題は、民法という法律の規定や判例に従って決めなければならないという誤解をしている人がいるために、相続問題は裁判手続で決めなければならないなどという思い違いをしてしまい、裁判に入ってしまう人も少なくないのです。これは勘違^{かんちが}いも甚だしく、この勘違^{かんちが}いを正さなければならないのです。

裁判での解決では本当の紛争解決とはなりません。裁判では法律の規定と判例^{はかり}という秤で、一方を勝たせ、他方を負かすなどということで一応の決着を付け

ますが、後は野となれ山となれで、親子、兄弟等の親族間に修復不可能な遺恨^{いこん}が残ることなどはどうでもいいという決着を付けます。相続問題は、裁判で争ってはならないのです。それにも拘わらず相続問題を裁判で解決しようとしてしまうのは、相続問題は法律や裁判で決めなければならないと勘違いをしている人がいるからです。

この項で特に申し上げたいのは、相続問題は法律や判例に反する決め方をしてもいいということです。相続問題は法律や裁判などは関係なく、相続に關係する人の考え方で決めていいということです。相続問題に關係する人一同の心の歩み寄りによって決めればいいのです。それが大原則です。

そもそも民法の規定は、その多くは当事者が決められなかった時に、裁判所は民法の規定に従って決めてやらなければならないというものであり、当事者は民法の規定に従わなければならないというものではないのです。当事者は、法律や裁判と関係なく決められるのです。この民事法の大原則を知ってほしいのです。忘れないでほしいのです。



難しい法律の言葉を使えば、それを私的自治の原則とか契約自由の原則と言いますが、それが民事の大原則なのです。相続問題も民事ですから民法の相続の条文や判例より關係者の考えの方が優先するのです。法律や判例を使って、裁判所が決めることは例外なのです。原則は、自分達で決めるのです。

相続問題は、法律や判例に反する決め方をしてもいいのです。相続問題は法律や判例より相続に關係する人の考え方が優先するのです。ですから相続問題は法律や判例に反する決め方をしてもいいのです。相続問題は、關係者一同の心の歩み寄りによって決めればいいのです。それが民事法の大原則である私的自治の原則です。

「私は欲深くありません。法律通りに分けてもらえればいいのです」と言って、他の人の話に耳を貸さない人がいます。欲が深いのか浅いのかは分かりませんが、この考え方は勘違いも甚^{かんちが}だしいのです。^{はなは}

繰り返して強調しますが、相続問題は民事問題です。私的自治の原則があり、民法の規定より關係者の考えの方が優先するのです。他の關係者の話に耳を貸さないなどという態度は、相続關係者としてあるべき姿ではないのです。相続

問題は関係者が^{しんしん}真摯に話し合っ解決すべき問題なのです。相続問題は法律や判例に反する決め方をしてもいいのです。

この世の中で最も身近で最も大切な親子、兄弟等の親族関係を良好に保つためには「相続問題は、法律や裁判に任せないで、遺産を残す人と受け取る人がより結束を強くするためにはどうすべきかを考え、関係者の心の歩み寄りによって決めなければならない」という考え方に従い、法律の条文や判例より、関係者一同の心を大事にしなければならないのです。

53年間、地方弁護士として相続問題に関与してきて、相続問題に対する法律や裁判の在り方について多くの疑問を持ち、講演や駄弁本で「相続問題は法律や判例に基づき、裁判で勝ち負けを決めるようなことをしてはならない」と言い続けてきた身としては、これまでの相続問題に関する自分の主張をもう一度整理して、相続問題はこのような解決をしなければならないということをまとめてみたいという思いが強くなってきています。

まず申し上げたいのは、「相続問題は、法律や判例に反する決め方をしてもいいのです」ということです。そのことをしっかり理解してもらうことが相続問題を円満に解決するためには必要不可欠となります。こここのころの誤解を^{ただ}正してやらなければならないのです。



「相続問題を、円満に解決してやるのが私の天職です」という身であれば、まず相続問題は、法律や判例に従えばよいという考え方は誤りであることを指摘したいのです。「相続問題は、法律や判例に反して決めていいのです」ということを良く良く知って欲しいのです。

民事法の大原則は、私的自治の原則です。相続に関する民法の条文や判例は、相続に關係する人一同の同意があれば、無視していいのです。相続問題は、相続に関する民法の条文や判例に反する決め方をしてもいいのです。

法律や裁判を頼らないで、関係者の歩み寄りで決めて下さい。そのためのお手伝いはいつでもさせて戴きますので、相続問題で気になることがありましたら、一声お掛け下さい。円満解決のために役立ちます。弁護士ではありますが、法律や裁判より大事な心の問題について、哲学の本を沢山は発刊し、考えてもいますので、役立てると自負しています。